

# 会報ひまわり

創刊第1号

## 目次

- 1: 代表のあいさつ
- 2: 療育知識〈はじめの一步～子どもと遊ぼう〉
- 3: 情報提供〈療育手帳について〉
- 4: 活動報告

挨拶

皆様、当会 NPO 法人自閉症児療育支援ひまわりの会の会報誌をご覧頂きまして、誠にありがとうございます。

この会報誌は、限られた時間の中、スタッフ・保護者の方々が力を合わせて書き上げたものでございます。

粗末ではございますが、最後までご覧いただけましたら大変幸いに思います。

さて、今回、初めの挨拶を担当することになりました。

今回の会報誌は、「療育」をテーマに、会の理念と結びつけ、不特定多数の方々へ読みやすいよう努力のもと、記載いたしました。

しかし、今回会報誌を作成するに当たり、感じたことを一言で表せば、「大変難しい」といわざるを得ないということです。

なぜならば、当会は1歳半の子どもから、思春期を迎える子ども達により成り立っているからでございます。

療育の1つの考え方は、「子どもの迎えるその時期にあわせた適切な介入」を理想とするからでございます。

ですから、私共は、1回1回の会報誌が、何らかの役に立つことも目標としていますが、1つ1つ積み重なって、1つの書籍が作られるという気概で取り組んでいきたいと考えた次第でございます。

それでは、最後までお付き合いいただきますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

NPO 法人自閉症児療育支援ひまわりの会 代表:尾串光康

## 療育知識〈はじめの一步～子どもと遊ぼう〉

今回は、身体的接触の意義と、そこからなる発達的アプローチを中心に記載しました。

発達は、各機能領域によって整理され、「行動」は、それぞれの機能領域によって支えあっていると考えられています。

例えば、靴のヒモ縛りは、簡単に説明しても、目で見ると【注視機能】と手先の活動【軽微運動】の2つの機能が必要となります。

そのように、つまり発達とは実に複雑な構成からなりますので、一概に発達的なアプローチを語ることは困難であり、ページ数も限られていますので、今回は、身体的接触の意義と、そこからなる発達のアプローチの観点を基本として執筆しました。

何かの参考になればと祈っております。

NPO 法人自閉症児療育支援ひまわりの会 代表:尾串光康

### ■ 身体遊び

保護者の方、保育者の方が子どもに対して行うことの1つに身体遊びがあります。

この身体遊びは極めて重要なものです。

なぜなら、抱っこやくすぐり、頭を撫でる、いわゆる身体的接触は、関係作りの基礎構築となるからです。

### ■ くすぐりを例にして

身体遊びの1つとして、「くすぐり」はこれまでの担当してきた子ども達を振り返るだけでも「笑わせること(喜ばせること)に関して」効果的だといえます。

くすぐりに対する反応は、感覚的なものだけではありません。

つまり、ただ単に「くすぐられる」→「笑う(喜ぶ)」ということではないのです。

そのように考えていくと、いわゆる関係形成にしたがって笑いを起こしやすくなっていく手ごたえを感じます。

ただし、はじめはあまり反応が無い場合もあるかもしれませんが、継続して行うことで反応を示すことを、私たち臨床家は多く見てきました。

しかし、自閉症の子ども達は感覚過敏を持っていることがあります。

ですから、過敏への対応を以下に書きます。

### ■ 感覚過敏への対応(1)

自閉症の子ども達は、感覚過敏の問題を抱えていることがあります。

感覚過敏とは、ある特定の外部から受ける刺激を過敏に受け取り、不快に感じることをさします。それは聴覚、触覚、嗅覚など、子どもによってケースは異なりますが、ここでは身体的接触を主として記載します。

過敏は、「慣れ」によって変わってくる場合があります。

子ども達への指導の中でも、「慣れ」を経験させていくことは可能だと感じています。

つまり、感覚過敏の子ども達へも、特に早期的な介入では、「慣れ」によって感覚的な遊びを好むようになってくるようになることを多く経験してきました。

その手段の1つとして、「ボディーマッサージ」があります。

「ボディーマッサージ」とは、圧の刺激を与え、背中、手の甲などをマッサージしていくというものです。

また、このマッサージを行う際には、子どもが好きな音楽をかけ、その音楽に合わせてマッサージを行うことも有効だと思います。

はじめは少しの時間で良いのです。

子どもに合わせて時間を調整していくと良いでしょう。

### ■ 感覚過敏への対応(2)

まず、どのような身体遊びなら子どもが喜ぶか、子どもの表情を観察することが大切です。そして、まずは特定の遊びを見つけ、少しの時間でもその遊びを行うことが大切です。

そして、その遊びができたなら今度は「今の遊びに枝を生やしていく」という考え方をしていくと良いかと思えます。

少しずつ、今できる遊びに近い遊びを取り入れ、または組み合わせると、おのずと様々な身体遊びを楽しめるようになっていくでしょう。

### ■ 不安とその解消

身体遊び、それが粗大的運動を含めば含むほど、その遊びに抵抗を示す子ども達も少なくありません。

それは、上記に記載した過敏の問題だけではなく、その「遊び」に対する「不安」も関係しているようです。

その場合は、まずは遊びを統一し、また、儀式的行動、また言葉かけなどを行い(毎回「抱っこしちゃうぞー」と言うなど)、見通しがつけられることでも遊びに取り組むことができます。

### ■身体遊びからの応用

身体遊びを行うことができると、子どもへの「あやし」や「遊びを褒美とした行動の指導」、そしてそれが「遊びのバリエーション」を増やしていくことができるようになっていくことがあります。

### ■あやす

人間は、複数の対照的な感覚を同時に持つことは不可能とされています。  
例えば、「緊張感とリラックス」「不快感と快感」などです。  
ですから、「子ども達をあやす」ことも、理論的には不快感や緊張感を、身体的接触により相殺していくという考え方ができます。  
そこで、身体的接触による楽しさを知ることができれば、それは最も簡易的なあやしとなりますので、その方法について、いくつか具体例を挙げていきたいと思えます。

### ■背中かきかき

これは、単純に背中をごしごしかいてあげる方法です。  
お風呂に入って背中を洗っているとき、くすぐったそうにしているのであれば、普段も背中を手でかいてあげましょう。  
子どもがくすぐったそうにすれば、1つ子どもとの楽しみを見つけたも同然です。

### ■お手手ブルブル

これは、子どもの両手を持ってブルブル小刻みに振ってあげるというものです。  
この方法を子どもが気に入れば、多少緊張しているときでも子どもは笑顔になり、リラックスしていることでしょう。

### ■遊びを褒美とした行動の指導と遊びのバリエーション

遊びを褒美とした行動の指導とは、簡単に言えば「欲求表現」と、「表現への褒美」つまり欲求したものを得るために必要な行動を教えるということなのです。  
例えば、子どもに対して、【保護者の方へくすぐる行動を取れば、保護者の方がくすぐる】という行動を教えることができるということです。  
ただし、欲求表現は、発達状態により教えるべき行動は異なっていきます。  
  
上記に上げた理論を活かしていくと、玩具を通したやりとり遊びなどへの欲求表現も教えることができます。

### ■ 例えば

例えば、風船を飛ばすことが好きな子がいるとします。

風船を飛ばした後、その風船を持ってきて、手渡しさせることを教え、再び風船を飛ばすことを行っていくことにより、「持ってくる」「手渡しする」ことを学習していきます。

それができたら今度は別の遊びを教えてその行動を般化する、といったように教えたことを広く様々な場面において活かしていけるように教えていくことが大切です。

### ■ 遊びについての結び

子どもと接する上で大切なことの1つは、子どもの表情を見逃さないということにあるかと思えます。

子どもの、細かい表情の変化を知ることにより、その子どもが喜ぶことをたくさん与えられるからです。

そういったサインを見逃さないように観察していくことが、子どもをより「褒める」ことにつながっていきます。

褒める、すなわち褒美とは、基本的に子どもが喜ぶものである必要があります。

ですから、子どもによりたくさんのかたちを教えていくために、子どもが喜ぶものを探していきましょう。

## 情報提供〈療育手帳について〉

### ～療育手帳ってどんなもの？～

療育手帳とは、知的障害と判定された方に交付される手帳のことです。  
各自治体で定める判定基準に該当する方に、障害の程度の区分で交付されます。  
この手帳を持つことで、各種の支援制度・手当を活用することができます。

療育手帳は、法で定められた制度ではなく、各都道府県または政令指定都市が独自に発行しています。そのため、東京都や横浜市では「愛の手帳」、埼玉県では「みどりの手帳」というように各自治体によって名称が異なる場合があります。

また、障害の程度の区分についても、各自治体により若干違いがあるようです。

### ～対象者は？～

療育手帳は、住所を有する自治体の児童相談所（18歳未満）において知的障害と判定された方に交付されます。

療育手帳は知的障害者またはその保護者の申請に基づいて交付されるものです。そのため、手帳の交付を受けるためには必ずこちらから「申請」をしなければなりません。また、知的障害があるからといって必ず手帳を持たなければならないということではありません。

### ～申請の方法は？～

申請の窓口は各自治体によって異なります。

東京都では、住所地を管轄する児童相談所に直接、判定の予約申込を行います。

また、横浜市や川崎市では各区の保健福祉センター、埼玉県では市役所が申請の窓口となっています。

そして、予約・申請の後、判定を受け、手帳に該当すると認められると手帳が交付されます。

### ～判定とはどんなもの？～

療育手帳は法定の制度ではありませんので、判定の方法・基準や区分についても統一されたものはありませんが、判定基準・区分については、最重度・重度・中度・軽度の4つに分けられています。また、その判定方法については基本的に、心理検査や行動観察、日常生活の状況等から「総合的」に行うとされています。

～手帳を持つことで受けられるサービスは？～

鉄道・バス・タクシー等の公共交通機関の運賃割引・免除や税金・公共料金の減免、各種手当での支給などの制度の利用の際の証明書として使用することができます。

公共交通機関の運賃割引については、利用時に窓口または乗務員などに提示することで割引を受けることができますが、療育手帳は自治体の独自発行であるため、交付を受けた都道府県（政令指定都市）以外の場所に所在する交通機関では割引を受けられない場合があるので注意が必要です。

税金等の減免や手当で支給等を利用するには、それぞれ個別に所定の手続に従って申請する必要があります。療育手帳はその申請の際の証明書として使用するものですから、手帳を所持しているだけでこれらのサービスが自動的に受けられるというものではありませんので注意しましょう。

～療育手帳に関するお問い合わせは～

各自治体によって受けられるサービスやその内容は異なります。

詳細は各自治体の窓口にお問い合わせください。

またひまわりの会でも情報の提供を行っておりますので、事務局までお気軽にご連絡ください。



## イベントの報告

去る2月15日(日)、ひまわりの会のイベントとして、バーベキューが開始されました。2月とは思えないような穏やかさで温かいお天気の中、とてもにぎやかなイベントとなりました。「皆と一緒に」「協力しながら」での、こういった体験は、子ども達だけでなく保護者の方々にとりましても、大変有意義な機会であつたら幸いです。

会報された自然の中で、土や草花の感触を実際に手で確かめ、燃え上がる焚き木の周りに集まり、ご協力したいただきました方のペット(可愛い犬)とも触れ合う機会がありました。

実際に、子ども達だけでなく、保護者の方々や指導員の方々の笑顔がたくさんありました。

また、ふとした事がきっかけとなり、苦手な食べ物を食べられるようになった経験をお持ちの方もおられるかと思いますが、バーベキューは偏食改善の絶好のチャンスとなる可能性もあります。実際に、当日参加してくれた子ども他の中でも、自発的に、焼き芋、トン汁の人参など、今まで食べなかったものを食べている子ども達がありました。

楽しい時間はあっという間に過ぎてしまうもので、夕方には解散となり、また、日常に戻りましたが、この日の体験は、子ども達にとりまして、成長の糧となったことと思います。

そして、日常の中で、ふとしたときに、この日のことを思い出し、「また行きたい」とわくわくした気持ちになることが、心を豊かにしていくのではないかと実感しているところでございます。

また、次にイベントを楽しみにしながら、今回のご報告を締めくらせていただきます。